

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、図-1 に示すとおり、北緯 34°58'3" 東経 140°8'37" を中心とする半径 300m の円に囲まれる範囲の内側（水深 400～500m）の海域とした。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境そのほかの海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であり、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定するIV海域に該当する。

本申請における排出海域については、以下の点を考慮して、環境や漁業への影響が小さいと想定される海域を選定した。

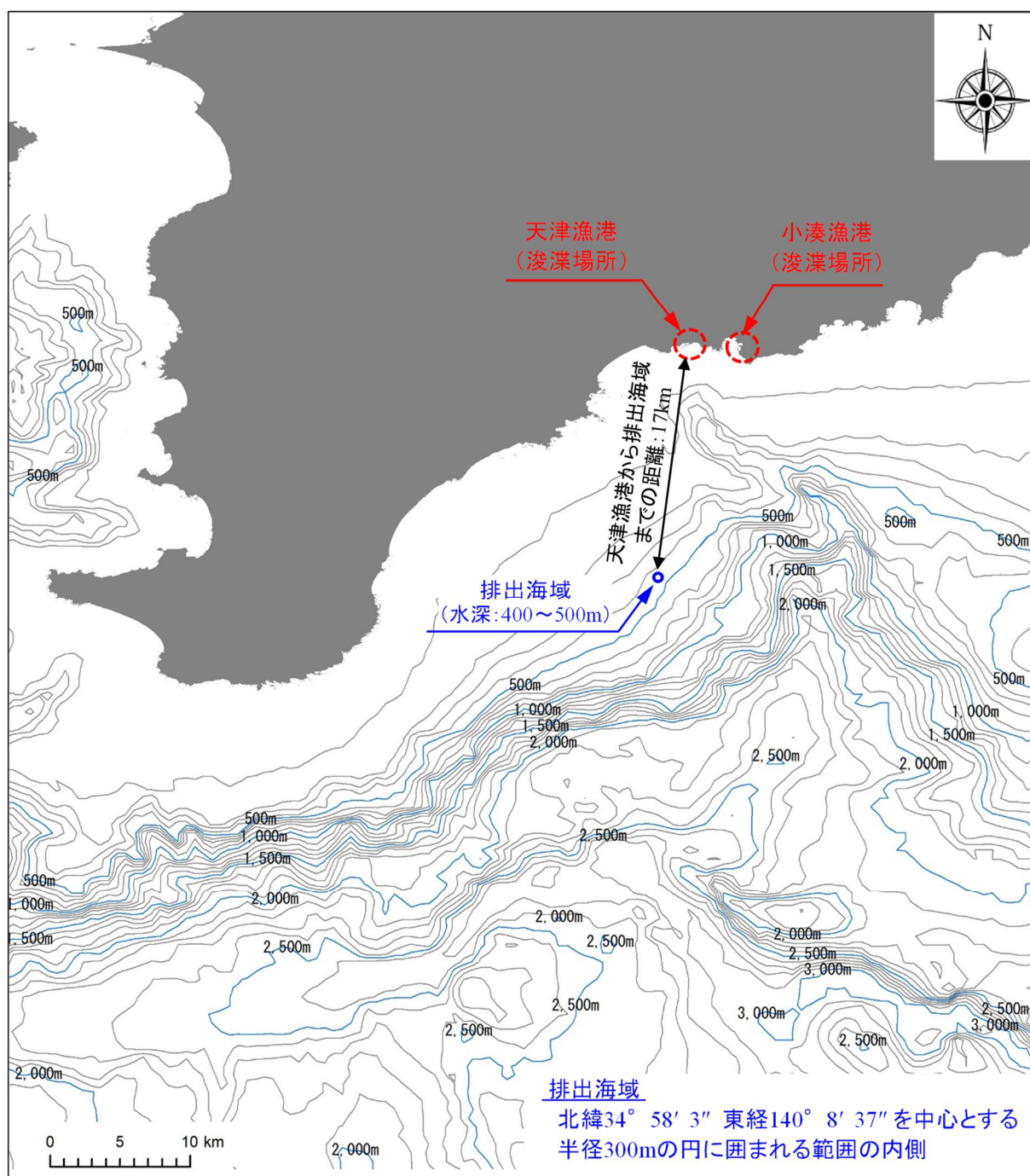
- ・排出海域は、現状の漁場情報を基に、東安房漁業協同組合と調整の上、沿岸の共同漁業権区域はもちろん、沖合漁業が実施されている場合にはその海域を避けることで選定した。
- ・排出海域は水深が深く、アンカーによる固定が不可能であるため、排出船は風や吹送流、海流の影響を受けて移動する。このため、排出海域の設定にあたっては、当該海域の年間の流向、流速を勘案して、排出作業中に排出船が漂流する方向、距離を推定し、排出時間内に安全、確実に作業が行える範囲を設定した。

当該排出海域の周辺海域における発給状況は、下表及び図-2 のとおりである。

表-1 海洋投入処分許可発給状況

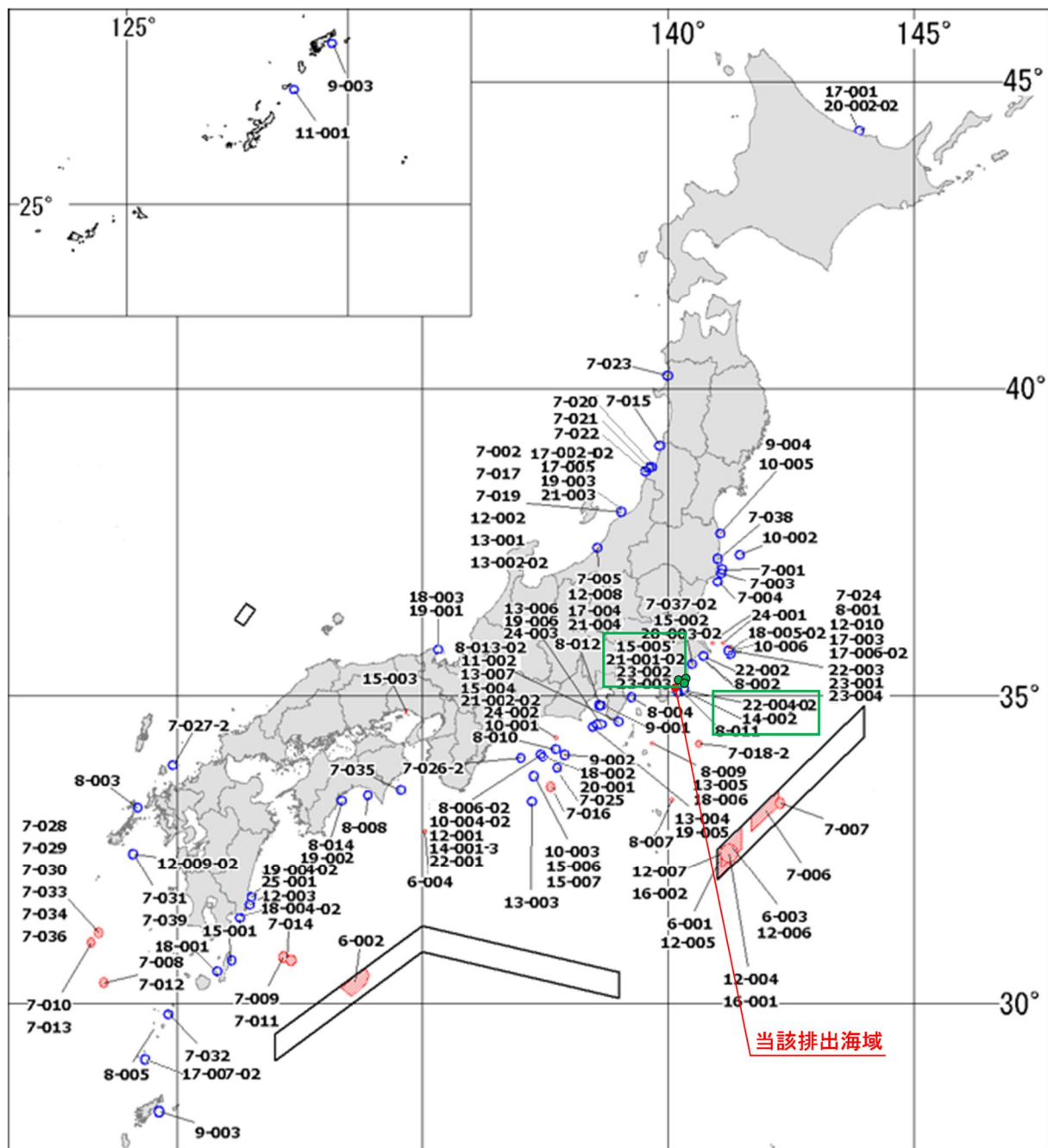
許可番号	許可発給日	会社名及び名称	廃棄物の種類	処分期間	投入処分量	排出海域
8-011	2008年 7月 25日	鴨川市 (浜荻漁港)	一般水底土砂	2008年 8月 1日から 2008年 3月31日まで	18,000 m ³	北緯35° 02' 44"、東経140° 12' 30" を中心とした半径300mの海域
14-002	2014年 5月 15日	千葉県南部 漁港事務所 (勝浦漁港)	一般水底土砂	2014年 5月16日から 2017年 3月31日まで	131,000 m ³	北緯35° 04' 40"、東経140° 19' 12" を中心とした半径200mの海域
22-004 -02	2024年 3月 26日	千葉県南部 漁港事務所 (大原漁港)	一般水底土砂	2023年 1月 3日から 2028年 1月 2日まで	139,583 m ³	北緯35° 09' 00"、東経140° 34' 00" を中心とした半径250mの海域
15-005	2015年 11月 20日	千葉県南部 漁港事務所 (和田漁港)	一般水底土砂	2015年11月20日から 2020年11月19日まで	70,000 m ³	北緯34° 59' 47"、東経140° 10' 20" を中心とした半径300mの海域
21-001 -01	2024年 12月 25日	千葉県南部 漁港事務所 (和田漁港)	一般水底土砂	2022年 1月13日から 2026年11月30日まで	40,311 m ³	同上
23-002	2023年 6月 1日	千葉県南部 漁港事務所 (天津漁港)	一般水底土砂	2023年 6月 1日から 2028年 3月31日まで	26,000 m ³	同上
23-003	2023年 6月 1日	千葉県南部 漁港事務所 (小湊漁港)	一般水底土砂	2023年 6月 1日から 2027年12月31日まで	26,000 m ³	同上

出典：「許可発給状況」（環境省、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、2025 年 2 月閲覧）より作成



出典：水深は、「海上保安庁海洋情報部 日本海洋データセンター 500 m メッシュ水深データ」より作成

図-1 廃棄物の排出海域



出典：「排出海域全体図」（環境省、http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html、2025年2月閲覧）より作成

図-2 廃棄物の海洋投入処分許可発給状況